



感対第95-3号

令和7年5月1日

一般社団法人埼玉県医師会
会長 金井 忠男 様

埼玉県保健医療部長 縄田 敬子
(公印省略)

百日咳の流行に伴う注意喚起について（情報提供）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

百日咳は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）において、五類感染症に位置付けられており、医師は、当該感染症の患者を診断したときは、患者の年齢や性別等を都道府県知事に届け出ることが感染症法で義務付けられています。

本県においては、令和6年は1年間で172人の患者の報告をいただいたところですが、令和7年は4月27日時点で429人の患者が報告されており、現在のような全数報告となってから最大の報告数となっています。

このたびの流行の疫学的特徴は、10歳から14歳までの患者が多いことが挙げられます。

そのため、この年代の患者から重症化しやすい新生児及び乳児の弟妹に感染することを防止することを目的として、県内の小中学校に注意喚起を行うこととし、別添のとおり、百日咳流行に係る注意喚起及び基本的な感染対策の励行の啓発について関係各機関に協力を依頼しましたのでお知らせします。

また、百日咳の患者を診断したときは、引き続き、診断から7日以内に感染症サーベイランスシステムを利用して届出くださいますようお願いいたします。

（参考）

- ・厚生労働省ホームページ 「百日咳」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/whooping_cough.html

- ・埼玉県ホームページ 「百日咳」

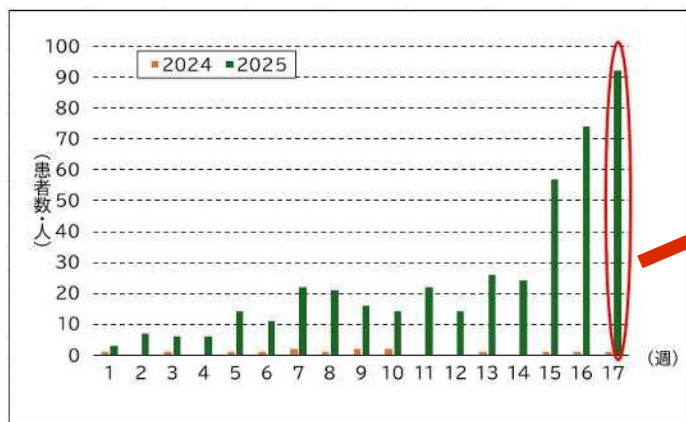
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/kansen/5rui/hyakunichizeki-kantai.html>

担 当 感染症対策課感染症担当
電 話 048-830-7330
E-mail a3510-22@pref.saitama.lg.jp

百日咳が流行中！

～うつさない・かからない～

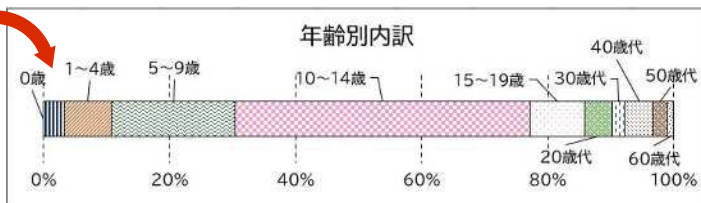
埼玉県内で百日咳の患者が増えています。



2024年(1年間)172人

2025年は4月27日までで429人

(2018年以降同時期としては過去最多)



2025年は、10～14歳の患者発生の報告が増えています。

感染対策

百日咳は、咳やくしゃみのしぶき、痰や鼻水にふれた指などを介して感染します。

手洗いや手指衛生といった**基本的な感染対策**と長く続く咳などの症状がある場合は、マスクの着用や「咳エチケット」を心がけましょう。

乳幼児は、定期予防接種のスケジュールに沿って、予防接種を受けましょう。



百日咳とは

百日咳菌によりおこる感染症です。

直後に「ヒュー」という吸気音がする咳とこの**咳が長引くこと**が特徴です。咳は、特に夜間に多く見られます。

ワクチンを接種していない新生児や生後6か月未満の乳児では重症化しやすく、命に関わることもあります。



治療

生後6か月以上の患者には、抗菌薬による治療が検討されます。また、咳が激しい場合は、咳止めなど症状に応じた薬剤が用いられます。